防犯パトロール車に青色回転灯を認める仕組み(案)

以下の手順からなる仕組みを設け、一定の要件を満たす防犯パトロール車について、青色回転灯の装備を可能とする。

< 各手順の趣旨・概要 >

1 防犯パトロール支援策

(注)この支援策は、道路運送車両法の仕組みとは別途に実施するものであり、青色回転灯を装備しない団体を含め、防犯パトロール一般を支援することを目的としている。その支援の一環として交付される証明書が道路運送車両法上の手続き(下の2及び3)に利用されることとなる。

(1) 届け出

防犯パトロールを行う団体は、都道府県警察本部長(窓口は所轄の警察署)に対して、一定の事項(団体の概要、構成員、パトロールの概要、自動車使用の場合は使用車両等)を届け出れば、(2)に掲げる支援を受けることができる。ただし、青色回転灯の認定申請(2参照)に添付する証明書の交付を受けられるのは、(3)の八に該当する場合とする。

(2) 具体的な支援策

届出のあった団体に対し、警察において警察官との合同パトロール、犯罪・防犯情報の提供等の支援を実施する。

地域の犯罪の現状、防犯対策、パトロールの視点、急訴事案への対応等の講習に加え、合同パトロールによる実地指導も実施する。

届出の内容に不適切な事項がある場合(パトロール地域が広すぎるなど)には修正を指導する。

(3) 証明

届出団体に属する個人で(2)までの手続きを終了した者は、県警本部長 (窓口は所轄の警察署)に対し、証明書を申請することができる。

県警本部長は、申請者が以下のような要件を満たしていれば証明書を交付する。

- イ 所属団体による継続的な活動の実施が見込まれること。
- ロ 申請者が予想される事案に適切に対応できると認められること。
- 八 青色回転灯を装備しようとする場合は、加えて以下のような要件を満たしていること。

- (イ) 申請者が次のいずれかに該当すること。
 - ・都道府県又は市町村
 - ・都道府県知事、警察本部長若しくは警察署長又は市町村長から防犯 活動の委嘱を受けた者により構成される団体その他の組織
 - ・地域安全活動を目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条の法人若しくは特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の法人又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の市町村長の認可を受けた地縁による団体
 - ・都道府県又は市町村から防犯活動の委託を受けた者
- (11) 以下のように適切な防犯活動が実施されると認められること。
 - ・青色回転灯は自動車に固定(マグネット等による着脱容易な取り付けは不可)させ、その自動車は専ら防犯パトロールに用いる。
 - ・防犯パトロール以外の際には点灯させない。
 - ・自動車の車体に団体の名称及びパトロールである旨を明確に表示す る。

なお、申請者が活動を停止したとき、届出事項に虚偽があったとき、不適切な防犯活動を行ったとき(上記八四)に反する事項など)等一定の場合には証明を取り消し、その事実を地方運輸局長へ通知する。

2 認定申請

青色回転灯を装備したい者は、県警本部長の証明書を添えて地方運輸局 長へ申請する。

3 認定

地方運輸局長は、県警本部長の証明書が添付されているか審査し、認定 (青色回転灯の装備を例外的に認めるための基準緩和認定)する。

認定の際には、「県警本部長に届け出た内容に従って運行すること」という条件を付す。